傍聴のルール

１ 傍聴人の受付

（１）会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開始１０分前までに安城市役所本庁舎３階第１０会議室前において受付を済ませ、係員の指示に従い待機する。

（２）傍聴の希望者が傍聴人の定員を超える場合は、受付終了後に抽選により傍聴人を決定する。

２ 傍聴人の定員

４人

３ 傍聴席に入ることができない者

（１）凶器その他危険なものを持っている者

（２）酒気を帯びている者

（３）異様な服装をしている者

（４）張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（５）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

（６）咳・発熱等がある者

（７）会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

４ 傍聴人の守るべき事項

（１）会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（３）はち巻、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。

（４）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長の許可を得たときは、この限りでない。

（５）携帯電話その他音を発する機器については、電源を切るか、マナーモードにすること。

（６）飲食し、又は喫煙しないこと。

（７）会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（８）傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し，又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

５ 傍聴人の退場

（１）会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

（２）開催会議の提出議案の審議が終了したとき。

６ 係員の指示等

（１）傍聴人は，会場においては、会長及び係員の指示に従わなければならない。

（２）傍聴人がこのルールに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。